

奈良県動物愛護管理推進計画（案）パブリックコメント要約と回答

施策番号	意 見	回 答
施策1	<p>○登録・注射料金が高額之感があり、その用途を明確にすれば登録・注射について県民の理解が広がる。</p> <p>○一般の眼に触れにくい、繁殖業者や実験動物施設に対して犬の登録・注射の徹底を記載すべき。</p>	<p>犬の登録・狂犬病予防注射については、「狂犬病」の国内発生を想定し、その社会的必要性について広くPRしていく必要があります。今後は、その方法を登録・注射に係る業務主体である市町村と検討していきます。</p> <p>繁殖業者を含む動物取扱登録業者に対しては、監視指導を強化し、91日齢以上の犬について登録・注射を指導しています。</p> <p>実験動物施設等について同様に登録・注射の徹底を図ります。</p>
施策 1, 2, 4, 5	<p>○狂犬病予防法の適正運用がなされてこなかった理由が、犬の所有者側・行政側双方にあることを認識し、法の遵守の立場から徹底した運用をお願いしたい。</p> <p>多頭飼育のような問題のある飼育方法は管理・規制を検討すべきではないか。</p>	<p>犬の登録頭数・狂犬病予防注射実施頭数の増数のため、今後、具体的な施策を検討していきます。</p> <p>多頭飼育による鳴き声、ふん尿臭、毛の飛散等による付近住民への迷惑行為に対しては、動物愛護管理法及び県動愛条例に基づき具体的な指導を徹底します。</p>
施策2	<p>○犬の室内飼育について、犬種等の考慮が必要。</p>	<p>すべての動物の室内飼育を推進するものではなく、飼い主責任として周辺住民に迷惑のかけないように、犬種等に応じた室内飼育も普及啓発のひとつと考えています。</p>
施策3	<p>○引取り手数料の設定は、「遺棄」の原因となるのではないか。</p> <p>○引き取り手数料について、飼育者不明の犬・ねこの対応についてどうするのか？</p> <p>○引取り手数料、譲渡手数料等にたいし、受益者負担の原則により厳正な対応を求む。</p>	<p>引取り手数料を導入した他府県の意見では、それに伴う遺棄の著しい増加は認められなかったと聞いています。</p> <p>さらに、市町村の意見等も聴いて検討していきます。</p> <p>所有者の明確なものに限り、引取手数料の対象としていく考えです。(動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項のみ) 犬・ねこの引取りについては、飼い主責任と受益者負担という考え方を含めて手数料の徴収を検討しております。</p> <p>なお、譲渡については、今後の検討課題としていきます。</p>
施策4	<p>○市町村での保護・引取動物の一時保管状況の改善について</p> <p>○ネグレクト対処について、ボディコンディションスコア等の客観的評価基準の活用すべき。</p>	<p>市町村の一時保管場所は、一時的なものであり、県保健所ができる限り速やかに回収しております。また、市町村にも動物愛護の観点から動物の適切な取り扱いをお願いしています。</p> <p>飼育放棄(ネグレクト)は「虐待」のひとつであり、動愛法違反事例として警察等と連携し、また、市町村、地域住民及び動物愛護推進員等の方々による地域に根ざした日頃の活動によって調査、対処していくものと考えています。</p> <p>ボディコンディションスコア等の客観的評価基準の方法については、今後検討を重ねていきたいと思っております。</p>

<p>施策6</p>	<p>○「地域ねこ」での形態飼育は、近隣住民の迷惑に繋がる。 ○ねこの生存の機会を与えたいのであれば、室内飼いをする飼い主を捜すべき。 ○餌付けねこの飼育形態が飼い主責任を曖昧にしていること、餌付けねこが野外で受ける苦痛・危険等に対する無責任さ、社会に対する責任感の希薄さ等のマイナスの側面があり、様々な角度、視野から慎重な対応をお願いしたい。</p>	<p>「地域に住みつ়ねこ」については、地域住民からの苦情が多数ある反面、エサを与える人々もいることから、地域住民の合意形成が重要になると思われますので、今後、議論を深めていく必要があると考えます。 また、ねこの室内飼育を奨励していく方針ですので、マナーとルールを遵守する飼育者を指導・啓発していきます。</p>
<p>施策7</p>	<p>○「鑑札」・「済票」の改善を願いたい。</p>	<p>犬の「鑑札」・「済票」については、平成19年3月2日付けの狂犬病予防法施行規則の一部改正により、その様式が以下のように改善されました。 「鑑札」：横15mm、たて21mmの楕円形又は長辺20mm短辺15mmの長方形で同比率のもの、かつ、耐久性を持たせたもの。 「済票」：直径10mm以上の円形又は長辺20mm、短辺15mmの長方形で同比率のもの、かつ、耐久性を持たせたもの。 上記の条件を満たしたものか、一定条件を満たしたもので市町村が独自で形を規定することが出来るとなっています。 今後、市町村での検討がなされると思います。</p>
<p>施策7</p>	<p>○遺棄された犬や逸走した犬については、ほとんど鑑札、首輪等の装着がない実態であるから、「マイクロチップ」の早急な実施が必要である。</p>	<p>現在は、犬ねこについて、マイクロチップの装着の義務はありませんが、今後、国の動向（法制化）も注視し、議論を重ねていきます。</p>
<p>施策10</p>	<p>○逸走動物は、遺失物法に倣って3ヶ月の保管をすべし。 また、3ヶ月保管後に飼い主が名乗りでないときには、譲渡すべし。</p>	<p>明らかに逸走動物にあたる認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すよう教示しており、警察での保管が原則であると考えます。行政が遺失物法に倣って3ヶ月保管することは、現行では困難であると考えます。</p>
<p>施策11</p>	<p>○犬、ねこの譲渡数は、徹底した追跡調査が可能な頭数にすべきである。</p>	<p>ご意見の通り、犬、ねこの「譲渡」に際しては、必要かつ十分な適正飼養者要件を審査し、譲渡後の厳正なチェックも行います。（現行の譲渡講習会、事前審査、事後調査等の活用）</p>
<p>施策12</p>	<p>○傷病野生動物の治療は動物愛護センターと鳥獣保護センターとの協力体制で実施することを望みます。 ○殺処分が偏見・嫌悪感に繋がるため、この解消法策として、傷病動物を治療するとの考え方には同意できない。また、交通事故、感染症への対策は、飼い主の管理責任であり、そのことを、強く啓発すべきである。 公費での傷病動物の治療を否定はしないが、飼い主が現れないとき譲渡できない場合はどうするのか。具体的な意見を望</p>	<p>来春開所する“うだアニマルパーク”において、鳥獣保護センターに搬入される野生動物等の二次治療については、鳥獣保護センターからの協力依頼のもと、動物愛護センターが対応することとなっております。 “行政が最終的に保護・引取動物の殺処分を実施していること”と、“搬入される傷病動物への治療”を結びつけて動物行政に対する偏見や嫌悪感が解消するとしたことについては、再検討し表現を変更します。 今後、譲渡時やしつけ教室開催等において、飼う前に考えなければならない事項について</p>

	<p>む。行政は、動物に対する愛情と責任を確かに持てる飼い主の育成事業を行う事が本筋である。</p>	<p>説明し、交通事故、感染症への対策は飼い主の管理責任であることを十分に指導・啓発していきます。飼い主が現れない加療後の傷病動物については、他の収容動物と同様に譲渡への適性も評価し、不適性の場合には一定期間を経た後、安楽死も一つの方策と考えます。</p>
<p>施策 13, 14</p>	<p>○数値目標を持つことは評価するが、5年間で処分頭数を半減させるために、保護・引取をなるべくしない方向に持っていったらどうか？そうすることで、飼い主が継続飼育が不可能になったときの選択枝として、「譲渡、安楽死」を自ら決定しなければならぬことを啓発し、行政の「殺処分」という業務が、現実避けて通れない措置の一つであること、飼い主等が当事者感覚を欠如していること等を真剣に検討する必要がある。</p>	<p>適正飼養、繁殖制限及び終生飼養を飼い主責任として、徹底的に繰返し指導・啓発していきます。そうすることで、ルール・マナー違反の苦情が減り、処分として持ち込まれる引取頭数が減り、さらに捕獲（保護）頭数が減少する。結果、処分頭数を半減化させる考えであります。</p> <p>また、引取りの際に、その事由を確認し、最終的に引取りしかなかったのか再認識させ、他の可能性がある場合には助言や指導を行い、他に方法がない場合でも再発防止するために飼い主責任を徹底指導する等安易な引取りをしない考えであります。</p>
<p>施策14</p>	<p>○処分方法の目標として麻酔薬致死量投与による安楽死を明記すべし。</p>	<p>奈良県では、動物の処分頭数ゼロを目標としています。明確にいつからとは明記できませんが、収容頭数の削減等により、処分方法を麻酔薬致死量投与による安楽死を目指していく考えであります。</p>
<p>施策15</p>	<p>○動物を学ぶ、動物から学ぶ、動物のために学ぶことを命題として、『「命の学習」へのプログラムを構築する』とあるが、耳あたりのよく響きのよい表現ではない。</p>	<p>平成18年度の小学校低学年対象とした「動物とのふれあい教室」は、開催校28校、71クラス、対象児童数が1,929人であり、「人も動物も等しく命を持つものであること」を実感してもらい、繁殖制限や動物からの危害予防策等、人と動物との共生に必要な事項について理解することを目的で開催してきました。動物愛護センターでは、この事業を継続して実施し、困難なことと思いますが、「命の学習への教育プログラム」の構築につなげていきたいと考えています。</p>
<p>施策19</p>	<p>○多種多様な施策を講じることには反対しないが、受益者負担の原則、税の使途の公正・公平さ、費用対効果の観点から、自ら事業への厳しいチェックなど検証義務が求められていることを自覚すべし。</p> <p>○行政による「しつけ教室」開催は必要な施策であるが、開催場所がなく、また、「ドッグラン」や「公園等の一時開放」等についても推進計画に明記してほしい。</p>	<p>ご指摘のことについては留意します。</p> <p>適正飼育、繁殖制限、終生飼養を主眼として、飼い主責任の徹底を繰返し指導・啓発し、引取・譲渡に必要な経費や実施する事業の行政的效果を十分に勘案したうえで、事業の展開を図っていきます。</p> <p>一般飼育者や県からの譲渡者に対する「しつけ教室」開催を実施します。「ドッグラン」等の設置については、飼育犬の正しい飼い方の普及啓発等の一環として、市町村等とともに検討していきます。</p>
<p>施策20</p>	<p>○ボランティア団体の育成・組織化を実施すべし。</p>	<p>動物愛護推進員の委嘱やNPO、ボランティア等の協力を得て、さらに人材の育成を図っていきます。</p>
<p>施策 21, 22</p>	<p>○今後の動物愛護推進員の活動に、動物の展示・販売業者が適正管理を行っている</p>	<p>動物取扱業(販売・保管・貸出・訓練・展示)に対する適正管理については、動愛法及び細</p>

	<p>か確認する項目を入れてほしい。</p> <p>○動物愛護推進員制度を早急に実施してほしい。</p>	<p>目に規定されており、法による報告及び検査は知事権限であることから、取り扱う動物の適正管理は、原則、動物愛護担当職員により徹底指導していきます。</p> <p>推進員制度の実施は、県民に対して動物の適正な飼養を普及啓発していくことには欠かせないものとして、同制度の早期の実施を図っていきます。</p>
施策24	<p>○インターネット等による通信販売業者に対する監視を重視することを推進計画に明記してほしい。</p>	<p>動物取扱業、特に、インターネットによる通信販売業については、トラブルも多いことから、適宜監視を重視していきます。</p>
施策27	<p>○実験動物に係る実態把握、飼養及び保管等に関する基準の遵守の周知徹底を明示してほしい。</p>	<p>推進計画（案）には、明示しております。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、実験動物を飼養している施設を把握し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守を順次指導、啓発していきます。</p>
施策28	<p>○産業動物は、動愛法による「愛護動物」であり、虐待等の処罰の対象であること、かつ、生理・生態・習性に応じた適正な飼養方法の周知徹底を図ってほしい。</p>	<p>産業動物については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「愛護動物」（牛・馬・豚・めん羊、やぎ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる）の一部であり、虐待等の処罰の対象であることを動物愛護担当職員等により、適正飼養とともに広く周知徹底を行っていきます。</p>
	<p>○家畜由来感染症の発生情報や情報公開について</p>	<p>人獣共通伝染病または動物由来感染症については、これからの重要な課題として動物愛護センターにおいて関係機関と協力して取り組んでいきます。また、各疾病に係る情報等については、今後、HP等で公表する体制を構築していきます。</p>
施策27, 28	<p>○実験動物、産業動物に対する関心の薄さが伺える。基準の存在を示すだけでなく、基準に沿った具体的な内容を提示すべき。</p>	<p>実験動物及び産業動物については、それぞれ「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に従って指導していくとともに、今後、これに対応している他の部局と協議、連携していきます。</p>
施策29	<p>○動物による危害防止や周辺的生活環境が損なわれる事態等の発生防止について</p>	<p>個人又は繁殖業者等による多頭飼育については、保健所や動物愛護推進員、地域住民等による情報収集に努力し、飼育の破綻が発生しないよう、未然の対応策を検討していきます。</p>
施策29, 30	<p>○この施策こそが動物行政の行政たる重要な業務で、県民のニーズである安心・安全を守る責務は明白である。</p>	<p>動物による危害防止や周辺的生活環境が損なわれる事態等の発生防止及び動物由来感染症対策が、現在の動物行政の中心課題であることは認識しており、各種事業と共に段階的に実施していく考えであります。</p>
施策31	<p>○飼い主として不可抗力な災害に備えておくことは当然であるが、飼養しない選択があること、災害発生時に助けられる頭数も限界があることも啓発に加えるべきである。また、動物飼育にあたっては事故や自然災害等様々の不測の事態が発生</p>	<p>飼養三原則（適正飼育、繁殖制限、終生飼養）を普及啓発すると共に、譲渡時及びしつけ教室開催時等のあらゆる機会等を通じて、災害時対策に備える必要性を啓発する。さらに、ペットを飼う前の相談、指導について実施していきます。</p>

	<p>すること、その時他力をあてにせず自己解決能力を有することが必要であることを同時に普及啓発する必要がある。</p> <p>○災害時の「ペットの同行避難」の徹底等を推進計画に盛り込んでもらいたい。</p>	
<p>取り組む 主な主題 2)</p>	<p>○来春の動物愛護センター開所に向けて、さらなるPRと施設の公開を求めます。</p>	<p>災害時のペットに対する同行避難も含め、動物救済体制の整備を検討していきます。</p> <p>平成19年3月26日、奈良新聞20面に掲載致しました。</p> <p>施設の公開については、現在、整備した機器の試運転実施中で、一部外構工事が未完成のため一般公開はしておりません。</p>
<p>取り組む 主な主題 3) ~6)</p>	<p>○乳牛とのふれあい体験を見学したが、こういったふれあいは動物への負担が大きく、また、動物とのふれあいで子ども達の優しさと思いやりが養えるとは思えない。</p> <p>家庭や学校での動物飼育は、動物が単に人に利用されていると言え、動物を守るには、「利用」を無くしていくべきである。また、動物を飼育することでゴミが出て、処分にも燃料が必要になり、環境への負荷が発生する。動物愛護センターでの燃料等にも考慮が必要である。</p> <p>犬のしつけ教室は、行政側が実施するものでなく、民間のしつけ教室やビデオ等を利用すべき。</p> <p>家庭での飼育動物を実験動物等と一線を画しているが、家庭での飼育動物も人間の都合のいいように飼われているのであるから愛玩利用、ペット利用というべき形態といえる。</p>	<p>貴方のご意見を反映すべく、うだ・アニマルパークでの、動物とのふれあいをテーマとした「乳牛の搾乳体験」、「ポニーの乗馬体験」等を実施するうえで、動物への配慮を十分に理解し、適正な取り扱いをします。</p> <p>環境対策の一環として、うだ・アニマルパークでは、豚、鶏等を飼育展示しますが、その糞尿により化学的に堆肥を作成し、肥料として還元するシステムを導入しています。</p> <p>犬のしつけ教室等は、動物の適正な飼育者を育成することを目的としており、そのことにより広く、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養について普及啓発を進めていく一つの手段、方策と考えています。</p> <p>このように行政が実施していくことで、“動物のしつけ”の重要性について県民の意識が成熟していけばと考えています。</p>
	<p>○「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」の表現について、ペットを飼う選択をした人が楽しむ個人的感情の後に「みんな」と続けるのは事実を反映していない。</p>	<p>動物を飼う人はもちろんのこと、飼いたくてもいろいろな事情で飼えない人、動物が嫌いな人にとっても、動物から危害を受けない、共に楽しく暮らすという状態を目指した「標語」です。</p>
	<p>○標語の「動物」はペットと解される。しかし、「楽しく暮らす」という表現では、実験動物、産業動物、展示動物等を含めた推進計画のメインテーマとなっていない。</p>	<p>法律で定められた「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、にわとり、いえばと及びあひる及び人が占有している動物で、ほ乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであり、標語の「動物」とは、これらの動物と実験、産業動物を含めた広い意味でのものを対象としています。</p>
	<p>“推進計画策定の理由と背景”について</p> <p>○動物を飼う全ての人、動物に心の安らぎや潤いを求めているとは限らない。</p>	<p>動物を飼う目的は様々ですので、ご指摘の意味はわかりますが、犬やねこを飼うことによって、安らぎや潤いを得ている人は少ないと思います。</p>
	<p>“課題への具体的取り組み”について</p> <p>○「人が動物との暮らしの中で果たす役割」の表現は不適切であり、「人が動物を飼育する上で・・・」等と表現すべき。</p>	<p>「人が動物との暮らしの中で果たす役割」の「人」は、“すべての人間”を示しているものであり、人（人間）と動物の共生のなかですべての人の役割を考えるものであります。</p> <p>「人が動物を飼育する」の「人」は、動物を</p>

	飼育する者に限定しているようであり、狭義のものと考えます。
○「動物も地域社会の一員・・・」動物を擬人化するのは、不適切。	単に飼育動物を擬人化しているのではなく、飼い主が飼育する動物と共に生きることで、飼い主には社会に対して動物に係る責任が発生し、周辺住民に対し、責任ある態度で飼育しなさいという意味を込めています。
○終生飼養が出来なくなる状況も発生する。その際、あくまで自己責任の元で譲渡先を探す等対策を取るべき。	譲渡先を探すことは、あくまで飼い主責任であり、行政側への引取時においても、終生飼養や譲渡先を探すように説得します。ただ、どうしても個人の範囲では譲渡できず、終生飼養も出来ない場合に限り(ボランティア等のネットワークを通じて)、行政が譲渡すること、安楽死することも一つの方策と考えます。
○“1. 推進計画策定の理由と背景”に述べられている、「近年、我が国では、核家族化や世帯の高齢化が進行しており、現代生活のストレスなどもあって、人は、心の安らぎや潤いを「動物」に求める傾向を強めております。特に、犬とねこは飼養動物の中でも圧倒的に数が多く、「飼う」のではなく、「一緒に暮らす」「共に生きる」という感覚で、人の心の中での位置づけが高まっている様子がうかがえます。」の人文科学、自然科学、社会科学の観点から実証的研究結果の具体的な説明を求めます。	国民の1/3しか動物を飼育していない現状も理解しており、ご指摘の内容はわかります。本文の表現は、動物を飼っている人も飼っていない人も含めたものと受け止められるので、「動物を好きな人、動物を飼っている人」に変更します。
○「人は、心の安らぎや潤いを「動物」に求める傾向を強めております。」「一緒に暮らす」「共に生きる」という感覚で、人の心の中での位置づけが高まっている様子がうかがえます。」とあるが、この検証方法根拠はどこか？	ただ、他府県の推進計画(案)にも同様な表現が多数見受けられることから、人が動物を飼う目的は様々であり、犬やねこを飼うことによって安らぎや潤いを得ている人は少なくないと思われます。
○標語の“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”について、「主語」と具体的な動物の「種類」の説明を求めます。	動物が好きで飼育している人はもちろんのこと、動物への愛情の一つとして“飼わないことも動物愛護の一つ”と選んだ人、また、現在、何らかの理由で動物が嫌いな人等、私達行政も含めたすべての県民が「主語」であり、一方的な解釈になるかもしれませんが、動物と楽しく生きることが出来る社会を求めた標語です。 動物の種類は、法律で定められた「愛護動物」である牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、にわとり、いえぼと及びあひる及び人が占有している動物で、ほ乳類、鳥類又は爬虫類に属するものです。
○推進計画が誰のために策定されたのか伺いたい。	行政が、動物の愛護・管理に関する施策を定め、県民の動物による生命、身体及び財産に対する侵害の防止を目的として、現に動物を飼育している者、その周辺住民、動物取扱業者及びすべての県民のために対して策定する
○今回の案は、誰のためのモノか誰の利益になるか。動物飼養者等に片寄った県民不在の施策に思える。	

	ものと考えています。
○公的立場に立ちかえり、「行政と一部のペットマニアのため」ではなく「全ての県民のために」として再検討が必要。行政に寄せられるものは、ほとんどが「苦情」であり、県民のペット利用を「是」とした立場では、行政に寄せられる苦情は無くならない。	動物行政には、管理面と愛護面が必要であること、また、そのバランスが重要であるは十分に理解しています。奈良県としては、適正飼養、繁殖制限、終生飼養等の飼い主責任の徹底を、動物の飼い主に繰り返し指導・啓発していきます。
○愛護事業に片寄り、管理面とのバランスを欠いた推進計画とならないよう公正・中立の行政を望む。	また、ペットを飼う前の指導を行う政策を実施していきます。飼育しないのも動物に対する愛情でもあること等を含め、飼育前指導も強化していきます。
○動物飼育者の負うべき責任と行政の責任を明確に区別することが必要。	「動物飼育者の負うべき責任」とは、最終的には、その飼育動物による県民への身体及び財産に対する侵害の防止することであり、「行政の責任」とは、動物の愛護及び管理に関する法律、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例に基づいて、「法」を遵守させ、「法の精神」を普及啓発していくことと考えており、本推進計画もこの考え方をもとに策定します。
○「動物愛護」という名の下に行われている、だらしのない飼い主の後始末を公費支出で行っていることを認識することが大切である。受益者負担の原則の適用を求めたい。	現行の動物行政のあり方等、ご指摘の内容は理解致します。動物の飼育者に対し、飼う前に考えてみる等について具体的な啓発をすること、行政による譲渡やしつけ教室の開催時や動物販売業者に対し、適正飼育、繁殖制限、終生飼養について重点をおいて指導・啓発していきます。 なお、飼育動物の引取りについては、受益者負担の原則で手数料の徴収を検討しています。